

所定疾患施設療養費算定状況

2012年（平成24年）4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした場合に評価されることになりました。

算定要件

1、対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全の増悪（原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合に限る）

※治療管理として投薬、検査、注射、処置等行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、実施した内容を診療録に記載し、月1回に限り算定する。

2、請求に際しては、診断・行なった検査・治療内容を記載すること。

3、当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況

令和7年

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	1	0	0	0	1	1	2	2	0	2	2	5	16
	日数	3	0	0	0	3	2	13	10	0	12	11	24	78
帯状疱疹	人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
蜂窩織炎	人数	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	4
	日数	0	0	0	11	7	0	0	0	0	7	0	0	25
合計	人数	1	0	0	3	2	1	2	2	0	3	2	5	21
	日数	3	0	0	18	10	2	13	10	0	19	11	24	110